



News 11月号 News 11月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/蛭川 邦弘

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆年末調整について☆

今週より年末調整のご案内及び書類の発送を行っております。様式の変更があり、今年より新しく追加された書類がありますので、「年末調整の準備について」のご確認をお願いします。

1. 給与所得控除に関する改正

給与所得から控除する控除額について、改正により減額となったため、所得税の対象金額が増えることとなります。

2. 基礎控除の改正

基礎控除について、改正前は一律38万円が控除されていましたが、改正後は合計所得が2,400万円以下の場合には48万円、2,400万円超2,450万円以下の場合には32万円、2,450万円超2,500万円以下の場合には16万円、2,500万円を超える場合には適用なしとなり、2,400万円以下は増額となりましたが、2,400万円を超える場合には減額となりました。

3. 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられました。昨年まで、所得金額が38万円を超えることにより、扶養親族にする事が出来なかった親族を、扶養にする事が出来ます。

4. ひとり親控除に関する改正

未婚のひとり親に対する税制上の措置として、所得者がひとり親(一定の要件を満たすもの)である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除することとされました。

- ① その人と生計を一にする子を有すること
- ② 合計所得金額が500万円以下であること。
- ③ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

5. 寡婦(寡夫)控除の見直し

寡婦(寡夫)控除について、上記ひとり親控除の創設により、ひとり親控除に該当するか、寡婦(寡夫)控除に該当するか判定をする必要がありますので、詳しい要件及びご不明点は担当者にご確認ください。

6. その他の改正

上記以外にも改正がありましたので、該当会社及び該当者にはご案内を致します。詳しくは担当者にご確認ください。

☆ コラム(飯島のつぶやき) ☆

感動する脳

そこには、感動がある限り脳は進化を続けていくと書いてあったのです。感動とはそれほど大切なのですね。

感動とは、脳が今までの自らの体験や、これまで築いてきた価値観と照らし合わせるという作業をして脳が自分自身を変える大きなきっかけとなる情報が来たとき察した時に、感動と言うのが起こるそうです。

例えば、映画の中にたくさんの感動を覚えられる人ほど、脳の情動系システムが活発に働いているということらしいです。

映画だけでなく、感動する心はとっても大切なことだそうです。たとえそれが小さなことでも。

(茂木健一郎さんの著書より)

相続人からの相談

お母さんが「死んでもこの家は賃貸に出さないで」とか「これは家族の思い出の家だから売らないで」と子供らに言うそうです。どうしたらいいのでしょうか? こんな相談をたまに受けます。

残された人が一番幸せになる方法はなんなのか?

死んじゃったら、この世に未練も執着もないほうがいいから、あとは残されたご家族で決めてもらったらいいと思うのです。

自分のエゴを残された家族に押し付けるのは如何なものでしょうか?

ですから、遺言を書くお手伝いは、よくしますが、遺言を書くにしても、その財産の用途まで指図してはいけないと思います。

よくあるケースが自宅です。これが意外に厄介なのです。(自社株式は指図してもいい場合がありますが)

終活はまず、そのことから始めるべきです。

今月の一言

『できる、使いこなす、極める』

できること、使いこなすこと、極めることはそれぞれ違います。

繰り返し練習して決まった動作が“できる”ようになったら、それをどんな体勢や状況でも適材適所で出せるようになるのが“使いこなす”ことです。

さらにその使いこなしている技を他の誰よりも早く強く、常に最大限の力を出せるよう練り上げることが“極める”ことです。

(「鬼滅の刃」第193話より)

「全集中!!」